

# 基礎編

本編は以下のような方を対象として構成しています。

- 津波防災地域づくり法について勉強したい方
- 推進計画の作成をこれから検討したい方
- 推進計画の作成に関する支援について知りたい方  
など

# 第1章 津波防災地域づくり法の概要と同法における市町村の役割

## 第1節 津波防災地域づくり法とは？

### (1) 津波防災地域づくり法の制定の経緯

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な津波が発生し、甚大な被害が生じました。東日本大震災の教訓を踏まえ、「災害には上限がない」こと、最大クラスの津波が発生した場合においても「なんとしても人命を守る」という考え方で対策を講ずることの重要性が共有されました。

このような中、津波による被害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくり（以下「津波防災地域づくり」という。）を、地域の実情等に応じて具体的に進める必要があると認識されるようになりました。

そして、平成23年12月、津波による災害からの国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として、津波防災地域づくり法が成立しました。

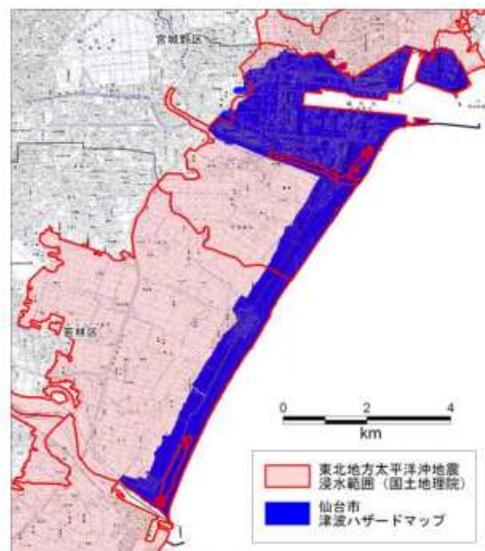


図1 東日本大震災時の浸水範囲と従前の浸水想定範囲（仙台市の例）  
（東北地方太平洋沖地震浸水範囲 国土地理院資料より作図）

## (2) 津波防災地域づくり法の基本的な考え方

### ポイント（津波防災地域づくり法の基本的な考え方）

- ✓ 津波防災地域づくり法の基本的な考え方は以下の4点。
  - ・ 東日本大震災相当の「最大クラスの津波」を想定
  - ・ ハード・ソフトのあらゆる施策を総動員する「多重防御」
  - ・ 地域活性化の観点も含めた、地域づくりの中で津波防災を推進
  - ・ あらゆる施策の連携等には、地域住民、民間事業者等の理解・協力が重要

津波防災地域づくり法は、以下の4点を基本的な考え方としています。

### ① 最大クラスの津波（L2）の想定

津波対策を構築するにあたっては、図2のとおり、基本的に以下の二つのレベルの津波を想定する必要があるとされています。

- ・ 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1）
- ・ 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波（L2）

このうち、津波防災地域づくり法においては、最大クラスの津波が発生した際も「なんとしても人命を守る」という考え方のもと、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波（L2）」を想定することとしております。

なお、L2に相当する津波を発生させる地震としては、日本海溝・千島海溝や南海トラフを震源とする地震などの海溝型巨大地震があり、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震もこれに相当します。

### ② ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」

発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1）に対しては、従前より、海岸堤防等のハード整備を中心とした対策が講じられていました。

津波防災地域づくり法が想定する最大クラスの津波（L2）に対しては、図2のとおり、海岸堤防等のハード整備によってできるだけ被害を軽減することに加え、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」を講じることが基本的な考え方とされています。

## 頻度の高い津波(L1)

**津波レベル** : 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備

**基本的考え方** : 海岸保全施設等については、引き続き、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していく。

## 最大クラスの津波(L2)

**津波レベル** : 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

**基本的考え方** : 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視しなければならない。

中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告(平成23年9月28日)をもとに作成

図 2 津波対策を構築するに当たって想定すべき津波レベルと基本的考え方

## ③ 地域活性化と両立した津波防災

津波防災地域づくり法においては、地域の津波防災の機能向上を追求することで地域の発展が見通せなくなるような事態が生じないように、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念としています。

このあと詳しく解説する推進計画もこの基本理念に則っており、大規模な津波災害に対する防災・減災対策を効率的かつ効果的に図りながら、生活基盤となる住居や地域の産業、都市機能の充実を図って地域の持続的な発展の展望を実現しようとするものです。

## ④ 住民等の高い意識の維持や理解・協力の獲得

津波防災地域づくり法に基づく推進計画においては、市町村のみならず様々な主体が実施する取組を組み合わせることが可能であり、市町村や都道府県等が主体となる「公助」の取組とともに、官民一体となった取組、すなわち、住民が主体となる「自助」や地域による「共助」との連携が重要になってきます。

このため、津波ハザードマップの周知などを通じて、津波に対する住民等の意識を常に高く保つとともに、「自助」や「共助」の活動の担い手となる地域住民、民間事業者等の理解・協力を得る努力が極めて重要です。

## 第2節. 津波防災地域づくり法の全体概要と市町村の役割

### ポイント（津波防災地域づくり法における市町村の役割）

- ✓ 津波防災地域づくり法における市町村の主な役割は「推進計画の作成」。
- ✓ 推進計画は、都道府県による津波浸水想定の設定が行われた地域において作成が可能。
- ✓ 現在、東京都の一部を除いて津波浸水想定は設定済みで、大半の市町村において「推進計画の作成」が可能。

津波防災地域づくり法の全体概要は図3のとおりです。津波防災地域づくり法に基づく主な施策としては、「基礎調査の実施」、「津波浸水想定の設定」、「推進計画の作成」、「津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定」の4つがあります。これら4つの施策は、以下の順番で実施されます。

- ①基礎調査（津波の発生のおそれがある陸域・海域に関する調査）の実施
- ②津波浸水想定（津波による浸水のおそれがある土地の区域・浸水した場合に想定される水深）の設定
- ③推進計画の作成、津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定

このうち、市町村が実施主体となるのは、上記③のうちの「推進計画の作成」です。

市町村による「推進計画の作成」は、上記②の都道府県による津波浸水想定の設定が完了した地域で行うことができますが、令和6年2月現在、津波の影響のある都道府県においては、東京都の一部を除いて津波浸水想定が設定済み<sup>※</sup>であり、既に全国の大半の市町村では推進計画の作成が可能です。

※ 全国における津波浸水想定の設定状況等については、国土交通省のホームページ（URL：<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>）から確認できます。

なお、津波防災地域づくり法における「推進計画の作成」以外の市町村の役割としては、都道府県が津波災害警戒区域に指定した地域における警戒避難体制の整備（津波ハザードマップの作成、津波避難訓練の実施等）等があります。

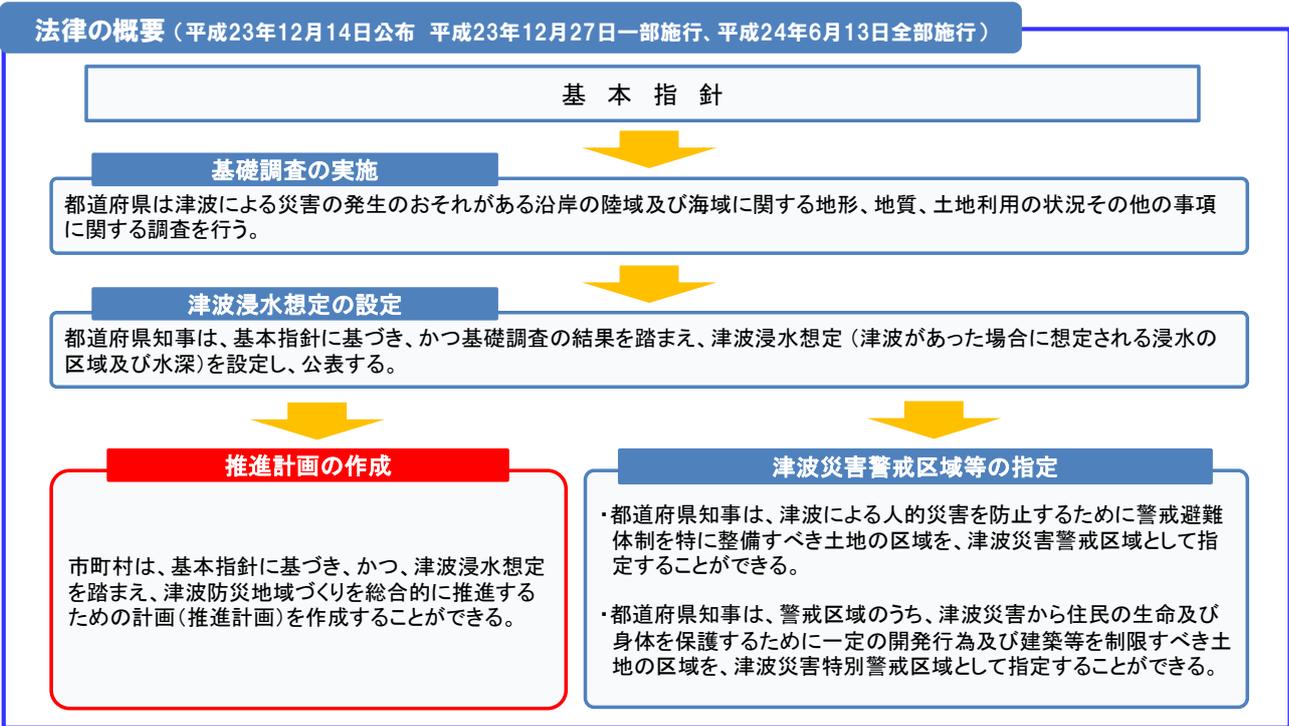


図 3 津波防災地域づくり法の全体概要

## 第2章 推進計画の概要と作成の意義

### 第1節 推進計画の概要

#### ポイント（推進計画の概要）

- ✓ 推進計画とは、津波防災地域づくり法の基本的な考え方（第1章第1節）に基づいて津波防災地域づくりを総合的に推進するために市町村が作成する計画。
- ✓ 市町村が実施する施策だけでなく、国・都道府県・地域住民など多様な主体が実施するハード・ソフトのあらゆる施策を計画に位置付けることが可能。
- ✓ 計画の作成に当たっては、関係主体との協議が必要。より総合的・効果的な計画を作成するに当たっては、協議会が有効的。

#### (1) 推進計画とは？

推進計画とは、市町村が、津波防災地域づくりを総合的に推進するために、単独または共同で作成する計画です。

都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ、計画の中で様々な主体が実施するハード・ソフト施策を如何に組み合わせ、最大クラスの津波に対応してどのように津波防災地域づくりを進めていくのか、市町村の具体的な姿が描かれることとなります。

この推進計画は、前章第1節（2）で解説した津波防災地域づくり法の基本的な考え方（①最大クラスの津波（L2）を想定、②ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」、③地域活性化と両立した津波防災、④住民等の高い意識の維持や理解・協力の獲得）に基づいて作成する必要があります。

#### (2) 推進計画の記載事項

推進計画には計画区域を必ず記載するほか、以下の事項を記載することができます。

- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 浸水区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項
- 津波防災地域づくりの推進のために行う以下の事業・事務に関する事項
  - ・海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設の整備に関する事項
  - ・津波防護施設の整備に関する事項
  - ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の整備改善のための事業に関する事項
  - ・避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項

- ・ 集団移転促進事業に関する事項
- ・ 地籍調査の実施に関する事項
- ・ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項

これらの事項は、制度上は概ね定めればよく、必ずしもすべてを計画に記載する必要はないことになっていますが、ハード・ソフトの施策を総動員させ、地域活性化と津波防災を両立させて総合的に推進するといった津波防災地域づくり法の基本的な考え方を鑑みれば、できる限り、記載を充実させることが望ましいです。

また、上記の他にも、国・都道府県・地域住民などの多様な主体が実施するハード・ソフトのあらゆる施策について、計画に位置付けることが可能です。なお、他の主体が実施する施策を計画に位置付ける場合には、計画作成に当たって協議を行う必要があります。

第1章

第2章

第3章

第4章



図 4 推進計画に位置付けられたハード施策の例  
 (浜松市沿岸域防潮堤整備事業 静岡県提供資料より)  
 左：浜松市南区篠原の防潮堤 右：防潮堤への植栽



図 5 推進計画に位置付けられたソフト施策の例  
 (津波避難訓練 静岡市推進計画より)

### (3) 協議会等の開催（関係主体との協議）

推進計画では、市町村が実施する施策のみならず、国や都道府県が実施する施策、地域住民による「自助」や「共助」による取組など、あらゆる施策・取組を組み合わせ、総動員させることになります。

そのため、津波防災地域づくり法では、推進計画の作成に当たって、国や都道府県といった計画に位置付けられる事業・事務の実施主体等との間で協議を行うことを求めています。この協議は各関係主体と個別に実施することも制度上は可能ですが、関係主体やその他の者を構成員とする協議会を設置し、計画案についての協議を行うことも可能です。推進計画を効率的に作成するには、協議会の開催が有効的です。

この協議会には、市町村をはじめ都道府県、計画に位置付けられる事業・事務を実施することになる関係主体を構成員に加える必要がありますが、その他にも、学識経験者や地域住民の代表など、必要に応じて様々な主体を構成員に加えることができます。推進計画は、あらゆる施策を総動員させ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画です。多種多様な主体の意見を取り込めば、より総合的・効果的な計画になることが期待できますので、協議会の開催に当たっては、多様な主体の参画を検討することが望ましいです。

例えば、既に推進計画を作成済みの市町村（伊豆市）では、計画の作成に当たって、図6のような検討体制がとられていました。協議会には、都道府県や事業・事務の実施主体だけでなく、地域住民の代表や学識経験者を構成員に加えており、また、協議会に加えて、地域住民や地元事業者向けの講演会やワークショップ、市民集会も開催されております。効果的な推進計画を作成するためには、このような地域住民や地元事業者等の理解・協力を得るための取組が重要になってきます。

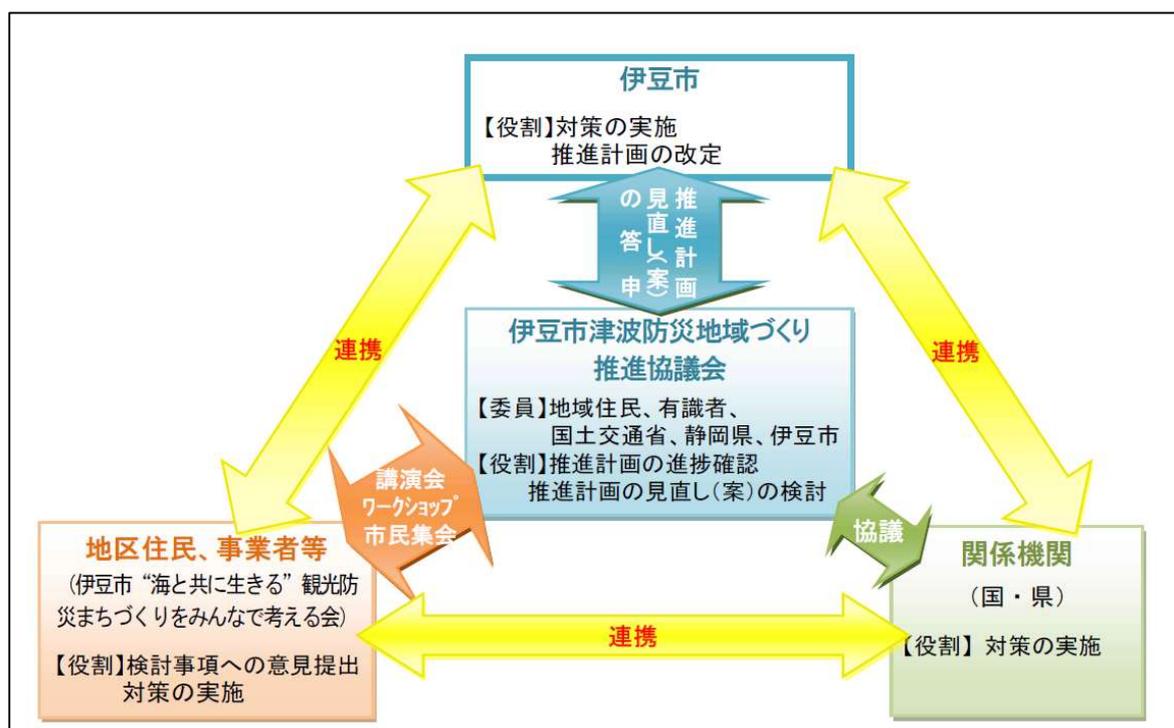


図 6 推進計画の検討体制例（伊豆市推進計画より）

## 第2節. 推進計画の作成のメリット・効果

## ポイント（推進計画の作成のメリット・効果）

- ✓ 推進計画を作成すると、推進計画区域内において、津波防護施設の整備等の特例措置等を利用することが可能。
- ✓ 作成済みの市町村においては、推進計画を作成したことで、事業・事務の進捗（国や県管理の事業・事務の進捗が早まった）等の効果があったとの意見が多く見られる。
- ✓ 住民からも、推進計画の作成に対するニーズは高い。

## (1) 推進計画作成後に利用できる特例措置等

## ① 津波防護施設の整備等

推進計画を作成すると、内陸部において、後背市街地等への津波による浸水を防止・軽減するための施設を「津波防護施設」として整備等を行うことができます。津波防護施設は、原則として都道府県が管理を行いますが、市町村長が管理することが適当であると認められる場合で都道府県知事が指定したものについては、市町村長がその管理を行うことができます。

津波防護施設に当たる施設としては、具体的には、盛土構造物、<sup>こうもん</sup> 閘門、護岸、胸壁があります。なお、ここでいう盛土構造物は、内陸における盛土による構造物のことであり、河岸や海岸に沿って設置される海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設等はこれに当たりません。また、閘門とは、図7のとおり、盛土構造物等の開口部等に設ける後背市街地への津波の侵入を防止するための門のことを言います。

津波防護施設は、後背市街地等への津波の侵入を防止・軽減するためのもので、後背市街地等における津波防災地域づくりに係る施策と一体となって進める必要があります。このため、津波防護施設の整備等は、推進計画に位置付けられた場合のみ、推進計画区域内において同計画に即して行うことができます。

なお、津波防護施設は、巨大な地震や津波、津波の発生に伴う漂流物の衝突等に耐えられる安全な構造とする必要があるため、国土交通省が定める技術上の基準を満たす必要があります。

津波防護施設の整備等に当たっては、国による財政的支援を活用できる場合があります。津波防護施設の整備に係る財政的支援の内容や要件等について詳しく知りたい方は、国土交通省ホームページをご覧ください。

【国土交通省トップページ>政策・仕事>予算・決算・税制等>社会資本整備総合交付金等について】  
(URL : [http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05\\_hy\\_000213.html](http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html))

また、この他にも、推進計画区域内においては、既存の盛土構造物、閘門、護岸、胸壁で、後背市街地等への津波の侵入を防止・軽減するために有用であると認められる施設を「指定津波防護施設」として指定することができます。指定津波防護施設の指定は、都道府県知事が行うことができます。

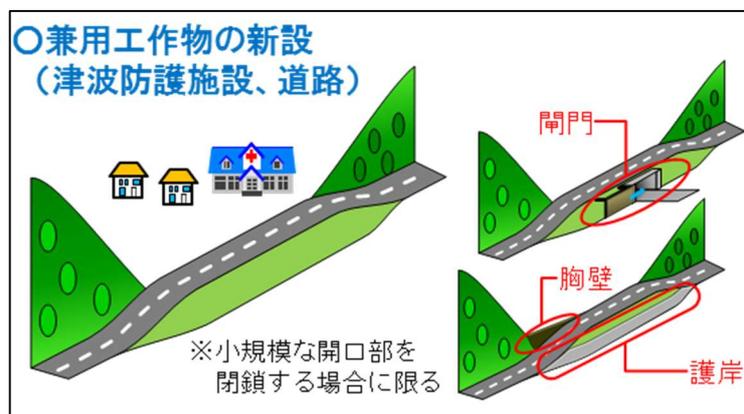
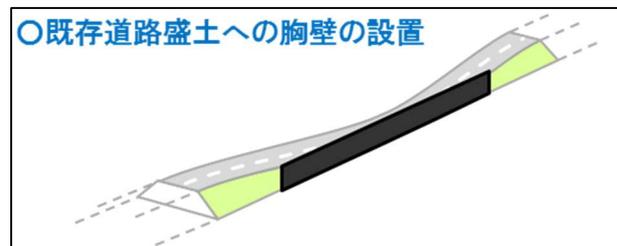
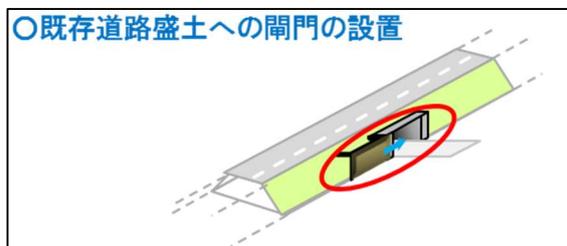


図 7 津波防護施設のイメージ

## ② 土地区画整理事業に関する特例

津波による災害の発生のおそれの著しい地域では、宅地の盛土・嵩上げ等、津波災害の防止措置を講じた土地等へ住宅及び公益的施設を集約し、安全性の向上を図ることが必要になります。

本特例を利用すると、推進計画区域内で施行される土地区画整理事業の施行地区内の津波災害の防止措置を講じられた又は講じられる土地に、住宅や公益的施設の宅地を集約するための区域（津波防災住宅等建設区）を定め、住宅や公益的施設の宅地の所有者が、区域内への換地の申出をすることができます。

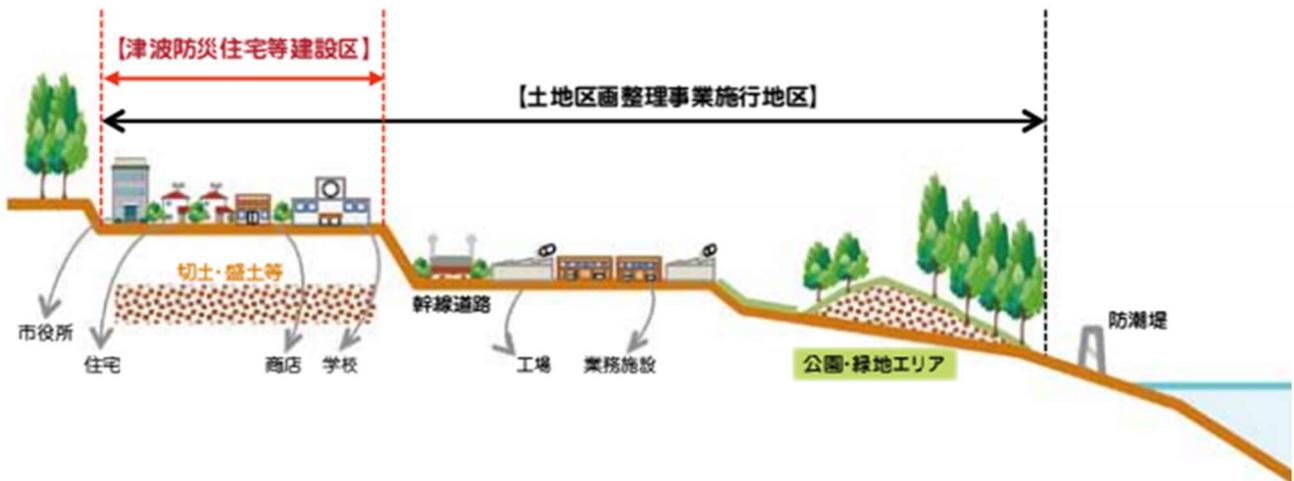


図 8 津波防災住宅等建設区のイメージ

## ③ 津波避難ビルの容積率規制の緩和

最大クラスの津波（L2）に対応するためには、海岸堤防等のハード整備に加えて、避難することを中心とするソフト対策が重視されます。

本特例を利用すると、推進計画区域内において、津波からの避難に資する一定の基準を満たす建築物の防災用備蓄倉庫等について、建築審査会の同意を不要とし、特定行政庁の認定により、容積率を緩和することができます。

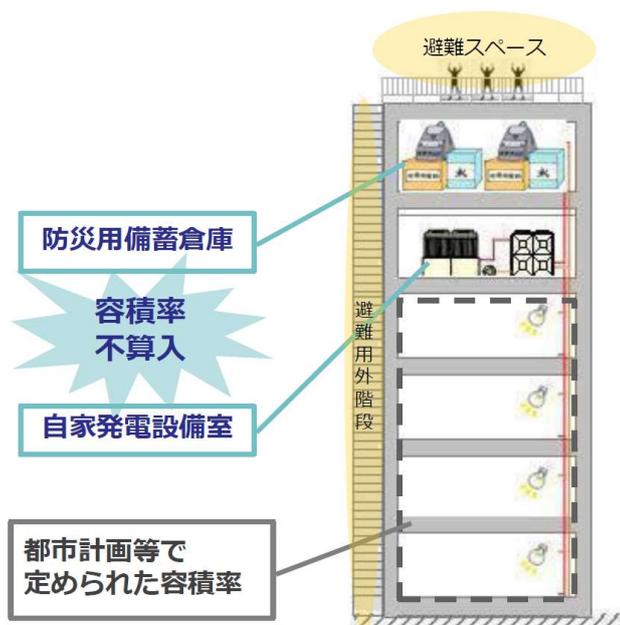


図 9 津波避難建造物の容積率規制の緩和

(2) 推進計画の作成の効果・メリット（市町村から寄せられた意見）

推進計画を作成した市町村からは、推進計画の作成の効果・メリットとして、表1のとおり、地域・住民に対する効果、行政内・庁内におけるメリット、事業・事務の進捗の促進といった効果・メリットがあったとの意見が寄せられています。

「目標が明確になり、関係する主体（地域・住民、国・都道府県、庁内関係部局など）が行う事業・事務の進捗を促すことができた」などが代表的な効果・メリットに挙げられます。

表 1 推進計画を作成した市町村から寄せられた推進計画の作成による効果・メリット

■地域・住民に対する効果	計画上の事業・事務の取組主体として、市民や地域を入れたため、地域への取組のお願いがしやすくなった
	地域のリスクや課題を文章として後世に残すことができた
	地区別の避難計画を推進するにあたって、推進計画があるため、住民に対する説明がスムーズになった
■行政内・庁内におけるメリット	推進計画に記載した事業の庁内における予算付けがしやすくなった
	事業・事務の目標値を設定したことで、今後の事務・事業の実施の方向性が明確になった
	関係機関・関係部局との役割分担が明確になった
	これまで個々に策定されていた各計画における津波対策に関する方針等を、総合的な計画として一つに統合できた
	推進計画の作成をきっかけに関係主体（国・都道府県等）との連携が強化された
	推進計画ができたことで、議会や住民等に対して、津波対策の全体像やその進捗等についてわかりやすく説明することが可能になった
■事業・事務の進捗の促進	法定の計画に明確に位置付けたことで、国や県管理の事業・事務の検討が始まった、または進捗が早まった
	事業・事務の進捗が各主体から定期的に報告されるようになり、施策の推進に貢献している
	避難場所や避難路の整備
	消防団移転や津波マウンド（高台）の整備

また、この他に、推進計画の作成を検討中の市町村等からも、「議会や住民等に対して、津波対策の全体像やその進捗等についてわかりやすく説明することが可能になる」、「地域（住民・地元企業等）の防災意識が向上する」といった推進計画に期待する意見が寄せられています。

(3) 推進計画作成に対する全国の住民のニーズ

全国の住民からも推進計画の作成を求める意見が寄せられています。全国の住民を対象に行ったアンケート（有効回答：約 1,250 人）では、自らが居住する市町村に推進計画が「あれば良い」と思うとの回答が全体の9割以上を占めました。

全国の住民からも高いニーズがあるとおおり、最大クラスの津波の影響のある市町村においては、推進計画の作成、計画に基づく施策の実施等が求められています。

### 第3節. 他の津波防災関連の計画との相違点

#### (1) 東日本大震災以前に制定された津波対策に係る法制度と津波防災地域づくり法の相違点

大規模地震対策特別措置法や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等、津波対策に係る法制度は、東日本大震災の発生以前より存在しましたが、津波防災地域づくり法や同法に基づく推進計画は、これらの従前からあった法制度とは異なる特長を有しています。

例えば、東日本大震災以前に制定された法制度は比較的発生頻度の高い津波(L1)を想定しておりましたが、津波防災地域づくり法では最大クラスの津波(L2)を想定することとしており、想定する津波のレベルが異なっています。

また、東日本大震災以前からあった法制度が、主に将来発生が予想される特定の津波を想定・対象としているのに対し、津波防災地域づくり法は全国で起こりうる最大クラスの津波(L2)全般を想定・対象としています。

さらに、東日本大震災以前に制定された法制度に基づく津波防災に係る計画は、国・都道府県・市町村の各主体がそれぞれ策定することになっているなど、推進計画のように各主体が実施するハード・ソフトの施策を総動員させる総合的な計画とは異なります。

また、東日本大震災以前に制定された法制度に基づく計画は防災の観点から作成されるのに対し、推進計画では、背後地における津波対策を検討するに当たって必要となる地域づくりの観点も加味されることとなります。

このように、津波防災地域づくり法は、従前からあった法制度とは異なる津波を想定していること等から、従前からあった津波防災に係る法制度に基づく計画の作成や対策の実施等を既に行っている場合であっても、新たに推進計画を作成する必要があります。

ただし、地方公共団体における総合計画を含め、関連する他の計画と推進計画とで、記載事項が共通し(推進計画の計画区域は必ず記載いただく必要があります)、かつ、各法令等に定める所定の手続を踏んでいただければ、両者を一体として作成することが可能です。これにより計画間での内容の整合が自ずと図られるとともに、市町村担当者の計画作成に係る事務負担の軽減にもつながります。

推進計画が満たすべき要件と作成に当たって必要となる手続は津波防災地域づくり津波法第10条に定められております。主な要件等は以下の通りです。なお、第10条第2項については参考資料編「基本指針と解説」における「基本指針(四.2.ア)」を、第5項については参考資料編「基本指針と解説」における「基本指針(四.3)」をご参照ください。

【以下、「津波防災地域づくりに関する法律」より抜粋】

(～前略～)

第10条 市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成することができる。2 推進計画においては、推進計画の区域（以下「推進計画区域」という。）を定めるものとする。

（～中略～）

4 推進計画は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、推進計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されていないときは、これに定めようとする第三項第二号及び第三号イからへまでに掲げる事項について都道府県に、これに定めようとする同号イからへまでに掲げる事項について関係管理者等（関係する海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、保安施設事業を行う農林水産大臣若しくは都道府県又は津波防護施設管理者をいう。以下同じ。）その他同号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、それぞれ協議しなければならない。

（～後略～）

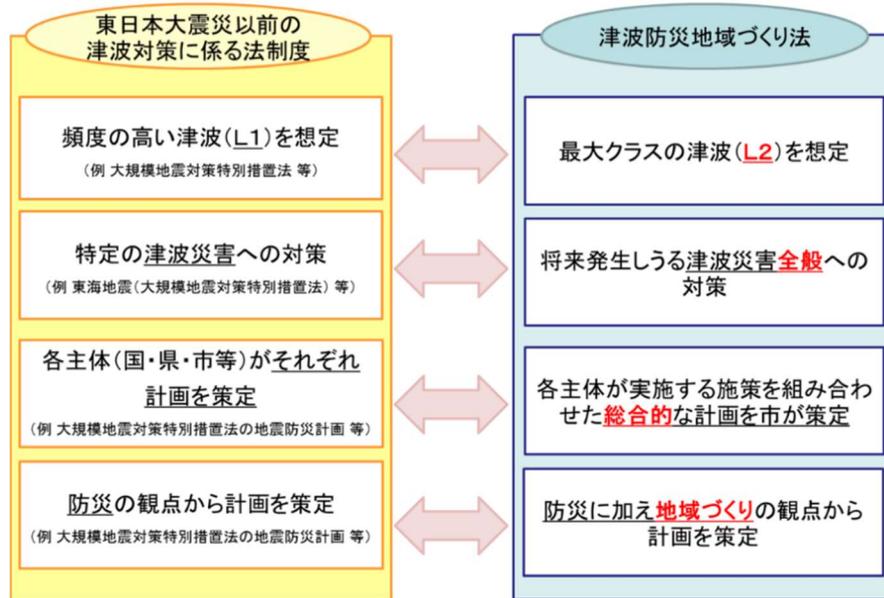


図 10 東日本大震災以前の津波対策に係る法制度と津波防災地域づくり法との相違点

## (2) 東日本大震災以後に制定された南海トラフ特措法と津波防災地域づくり法との相違点

東日本大震災以後に制定された津波対策に係る法制度としては、津波防災地域づくり法のほかに、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）があります。

津波防災地域づくり法と南海トラフ特措法はいずれも最大クラスの津波（L2）を想定している等の共通点はありますが、

- ・ 対象とする地域が、南海トラフ特措法は限定的なのに対し、津波防災地域づくり法は全国の津波の影響がある地域が対象であること
- ・ 津波防災地域づくり法は、地域づくりの中で津波防災を検討し、必要な事業・事務等を計画に位置付けられること
- ・ 計画の期間について、南海トラフ特措法（基本計画）では平成26年度から10年間で達成すべき目標を取りまとめているのに対し、推進計画では、地域づくりの中で津波防災を検討する関係上、中長期的な都市のあり方、津波防災・減災のあり方を示すことができること
- ・ 津波防災地域づくり法に基づく推進計画の作成に当たっては、協議・連絡調整を行う場として、関係主体による協議会を組織することができること（関係主体は原則協議に応じる義務があること）

といった点等、津波防災地域づくり法や推進計画は、南海トラフ特措法と異なる特長を有しています。

このため、南海トラフ特措法に基づく計画を策定している場合であっても、推進計画を作成する意義はあります。

なお、南海トラフ特措法に基づく計画を既に作成している場合等は、同計画やその他の既往の計画を活用することにより、推進計画を効率的に作成することができます（既往の計画の活用については、「実践編」において詳しく解説します。）。

## 第3章 推進計画の作成に関する各種支援等

## 第1章

## 第2章

## 第3章

## 第4章

### ポイント（推進計画の作成に関する各種支援等）

- ✓ 市町村による推進計画の作成を支援するため、各市町村に国土交通省の職員を派遣し、アドバイス・相談対応等を行う「デリバリー型サポート」を実施中。
- ✓ その他にも、自治体職員を対象とした「津波防災地域づくり研修の実施」、全国における「説明会の開催」、各市町村に近隣市町村の取組状況等に関する情報提供を行う「ダイレクト型情報発信」等を実施中。

### (1) 推進計画の作成に対する国の支援

#### ① デリバリー型サポート（国土交通省職員の派遣等）

推進計画の作成を検討中の市町村に対し、計画作成に向けたサポートをするため、国土交通省の担当職員を派遣します。派遣先の各市町村における計画作成の検討段階・状況に即した的確なアドバイス、相談対応等を親身になって行います。

また、多様な視点からアドバイス等を受けられるよう、推進計画を作成した市町村の担当者や、学識経験者等の専門家を紹介します。

ご関心のある方、ご希望の方は、窓口までご連絡ください。

#### ② 津波防災地域づくりに関する研修

全国の津波防災地域づくりに関する業務を担当する自治体職員向けに、国土交通大学校（小平）において3日間の研修を毎年度6月頃に実施しています。

研修では、津波防災地域づくりの最近の動向や課題、関連法規等の総合的な専門知識の習得、および津波防災地域づくりに関わるテーマとしてグループワークを行い、津波防災地域づくりに関する課題解決能力や企画立案能力、推進計画の作成等に係るノウハウを習得することができます。

例年、年度末から翌年度はじめにかけて、全国の市町村に対し、翌年度の研修開催の案内を行っております。ご関心のある方、研修参加をご希望の方は、まずは窓口までご一報ください。

#### ③ 津波防災地域づくり法に関する自治体向け説明会

津波浸水想定が設定された自治体向けに、推進計画の作成等に係る疑問点を払拭するための説明会を各都道府県で随時開催しています。

他地域を含む説明会の開催情報については、④のダイレクト型情報発信によって全国の市町村に共有しています。



図 11 研修の様子

(令和5年6月 国土交通大学校小平校)



図 12 説明会の様子

(令和4年7月 根室市)

#### ④ ダイレクト型情報発信

①～③の支援に加えて、津波防災地域づくりに係る国の支援や最新情報、全国の市町村における取組状況等について、自治体職員の方々に対しての情報提供を直接行っていきます。

また、津波防災地域づくり法に関する基礎情報については、国土交通省ホームページにおいても掲載しているので、ぜひご覧ください。

(URL : <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>)

#### <推進計画の作成に対する国の支援の活用をご検討中の方へ>

国の支援を活用したい方、支援について不明な点がある方は下記のお問合せ窓口までご連絡ください。

### 国の支援に係る問い合わせ窓口

① デリバリー型サポート  
(国土交通省職員の派遣等)

② 津波防災地域づくりに関する研修

③ 津波防災地域づくり法に関する  
自治体向け説明会

④ ダイレクト型情報発信



国土交通省 総合政策局  
社会資本整備政策課  
TEL:03-5253-8982

#### (2) 推進計画に位置付けることのできる事業・事務への交付金の活用

推進計画に位置付けることのできる事業・事務については、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等を活用できる場合もあります。詳しい情報は、国土交通省ホームページ等をご覧ください。

【国土交通省トップページ>政策・仕事>予算・決算・税制等>社会資本整備総合交付金等について】

(URL : [http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05\\_hy\\_000213.html](http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html))

## 第4章 よくある質問

### Q. 推進計画の作成趣旨・メリットはなんですか？

A. 推進計画とは、市町村が、津波防災地域づくりを総合的に推進するために作成する計画です。最大クラスの津波（L2）を想定し、計画の中で様々な主体が実施するハード・ソフト施策を如何に組み合わせ、津波防災地域づくりを進めていくのか、市町村の具体の姿が描かれることとなります。

推進計画を作成すると、津波防護施設の整備等の特例措置が活用できます。

また、推進計画を作成済みの市町村からは、計画作成の効果として「推進計画の作成をきっかけに関係主体（国・都道府県等）との連携が強化された」、「これまで個々に策定されていた各計画における津波対策に関する方針等を、総合的な計画として一つに統合し一元的に管理できるようになった」、「推進計画ができたことで、議会や住民等に対して、津波対策の全体像やその進捗等についてわかりやすく説明することが可能になった」等の意見を頂いております。

推進計画の作成趣旨：第2章第1節 P6

推進計画の作成のメリット・効果：第2章第2節 P9

### Q. 推進計画を作成している市町村はどれくらいありますか？

A. 令和6年2月現在で、20市町が作成済みです。また、平成29年9月現在、約180の市町村が計画の作成を検討中であり、今後、推進計画作成をする市町村が増えていくことが期待されます。

なお、全国の推進計画の作成状況等についての最新情報は、国土交通省ホームページよりご覧いただけます。

推進計画の作成状況：国土交通省ホームページ URL：<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>

### Q. 庁内関係者に津波防災地域づくりについて説明したいのですが、よい方法はありませんか。

A. 国土交通省では、津波防災地域づくりに関するパンフレットなど、様々な参考資料をホームページにおいて公開しております。ホームページ上の資料を活用してください。

また、国土交通省の担当職員を派遣し、各市町村における計画作成の検討段階・状況に即した的確なアドバイス、相談対応等を親身になって行う「デリバリー型サポート」も実施しております。利用をご希望の方は、国土交通省の窓口までご連絡ください。

デリバリー型サポート：連絡先：hqt-tsunamibtd\_naruhodo@gxb.mlit.go.jp

デリバリー型サポート：基礎編第3章（1） P16

**Q. 推進計画は他の計画と一体的に作成することは可能ですか。**

A. 地方公共団体における総合計画を含め、関連する他の計画と推進計画とで、記載事項が共通し（推進計画の計画区域は必ず記載いただく必要があります）、かつ、各法令等に定める所定の手続を踏んでいただければ、両者を一体として作成することが可能です。これにより計画間での内容の整合が自ずと図られるとともに、市町村担当者の計画作成に係る事務負担の軽減にもつながります。詳細は基礎編第2章第3節（1）「東日本大震災以前に制定された津波対策に係る法制度と津波防災地域づくり法の相違点」をご参照ください。